

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険税情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 保険課
個人情報ファイルの利用 目的	地方税法及び本庄市国民健康保険税条例に基づき、 国民健康保険税の賦課決定を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 所得・収入、7 資産の状況、8 課税・納税、 9 口座番号、10 家族状況
記録範囲	本庄市国民健康保険加入世帯の世帯主及び被保険 者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険被保険者情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 保険課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	国民健康保険法及び本庄市国民健康保険条例の規 定に基づき、国民健康保険被保険者の資格管理及び 被保険者証の交付事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 所得・収入、8 課税・納税、9 保険給付金額、10 家族状況
記録範囲	本庄市国民健康保険加入世帯の世帯主及び被保険 者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	埼玉県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険給付情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 保険課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	国民健康保険法及び本庄市国民健康保険条例の規 定に基づき、国民健康保険被保険者の給付事務を行 う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 所得・収入、8 課税・納税、9 口座番号、10 保険給付金額、11 家族状況
記録範囲	本庄市国民健康保険加入世帯の世帯主及び被保険 者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	埼玉県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険出産育児一時金情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 保険課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	国民健康保険法及び本庄市国民健康保険条例の規 定に基づき、出産育児一時金の支給事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 課税・納税、7 口座番号、8 支給金額、9 家 族状況
記録範囲	本庄市国民健康保険加入世帯のうち出産育児一時 金の申請世帯
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険葬祭費情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 保険課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険法及び本庄市国民健康保険条例の規定に基づき、葬祭費の支給事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 口座番号、7 支給金額、8 家族状況
記録範囲	葬祭費申請に係る本庄市国民健康保険加入者および申請者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険保健事業情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 保険課
個人情報ファイルの利用 目的	人間ドック助成等、健康増進のための保健事業を行 うための事務
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 保険証の種別、7 口座番号、8 助成金額
記録範囲	本庄市国民健康保険加入者および事業参加者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	埼玉県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険傷病手当金情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 保険課
個人情報ファイルの利用 目的	国民健康保険法及び本庄市国民健康保険条例の規 定に基づき、傷病手当金の支給事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番 号、6 所得・収入、7 口座番号、8 支給金額、9 健 康状態
記録範囲	本庄市国民健康保険加入世帯のうち傷病手当金の 申請を行う世帯主及び被保険者
記録情報の収集方法	・ 本人 ・ 市の機関内（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 1 号（第 3 条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市後期高齢者医療被保険者情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 保健部 保険課・市長部局 市民生活部 支所市民福祉課
個人情報ファイルの利用 目的	高齢者の医療の確保に関する法律及び本庄市後期 高齢者医療に関する条例の規定に基づき、後期高齢 者医療被保険者の資格管理、保険料賦課及び療養費 等の支給事務を行う。
記録項目	1 個人番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日等、5 住 所、6 電話番号、7 所得・収入、8 課税・納税、9 口座番号、10 保険給付金額
記録範囲	埼玉県後期高齢者医療被保険者及び被保険者世帯 の世帯主
記録情報の収集方法	・本人 ・市の機関内、他の官公庁（法令等に定めがある）
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	埼玉県後期高齢者医療広域連合
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市後期高齢者医療被保険者保健事業情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 保険課
個人情報ファイルの利用目的	人間ドック助成等、健康増進のための保健事業を行うための事務
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日等、4 住所、5 電話番号、6 保険証の種別、7 口座番号、8 助成金額
記録範囲	埼玉県後期高齢者医療被保険者及び事業参加者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備考		

様式第 2 号（第 3 条関係）

条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	本庄市国民健康保険第三者求償事務救急搬送情報ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市長部局 保健部 保険課
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険法、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び本庄市国民健康保険条例の規定に基づき第三者行為求償事務を行う。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 事故発生年月日、5 救急事故等の種別
記録範囲	市内在住の傷病者
記録情報の収集方法	児玉郡市広域消防本部
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）本庄市 総務部 行政管理課
	（所在地）〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 6 0 条第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理フ ァイル)
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		